

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第18回）

日時：令和3年3月1日(月)17時
場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

3. 対応方針

- 健康部
- 危機管理部
- 経済観光部
- 文化スポーツ部
- 消防部

4. その他

現在の感染状況と医療提供体制・検査体制について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：6,061件）

直近の状況（発表日ベース）

2月22日～2月28日 43人（前週の同日比 -68人, -61%）

	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	2/22～2/28	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28
	感染者数	5	6	4	8	5	6	9
	累計/週	5	11	15	23	28	34	43
	先週比（累計）	-7	-22	-50	-56	-63	-72	-68
	先週比（%）	-58%	-67%	-77%	-71%	-69%	-68%	-61%
先週	2/15～2/21	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21
	感染者数	12	21	32	14	12	15	5
	累計/週	12	33	65	79	91	106	111
先々週	2/8～2/14	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14
	感染者数	18	32	37	16	17	26	9
	累計/週	18	50	87	103	120	146	155

- ・2月28日（日）17時現在、感染者数の累計は6,061件。11月以降の新規感染者数は急激に増加（+4,834件（2月は+543件））している。
- ・9月25日以降では5,095件（32.5件/日）となり、3月3日から5月20日に発生した285件（3.6件/日）の約9.0倍、6月23日から9月23日に発生した681件（7.3件/日）の約4.5倍となっている。

患者発生状況



	3/3～5/20	6/23～9/23	9/25～2/28
陽性件数 (1週間最大)	67件(4/6～4/12)	135件(8/6～8/12)	580件(1/7～1/13)
感染源判明率	75.8%(216/285)	59.3%(404/681)	64.1%(3,269/5,095)
無症状率	3.5%(10/285)	18.9%(129/681)	20.0%(1,013/5,075)
市内入院者数 (うち重症者)	4/25(ピーク時) 106人(9人)	8/23時点(ピーク時) 72人(8人)	2/28時点(直近) 94人(7人)

12月～2月の感染者数

12月	1,529
1月	2,101
2月	543

直近3週間の感染者数(発表日)

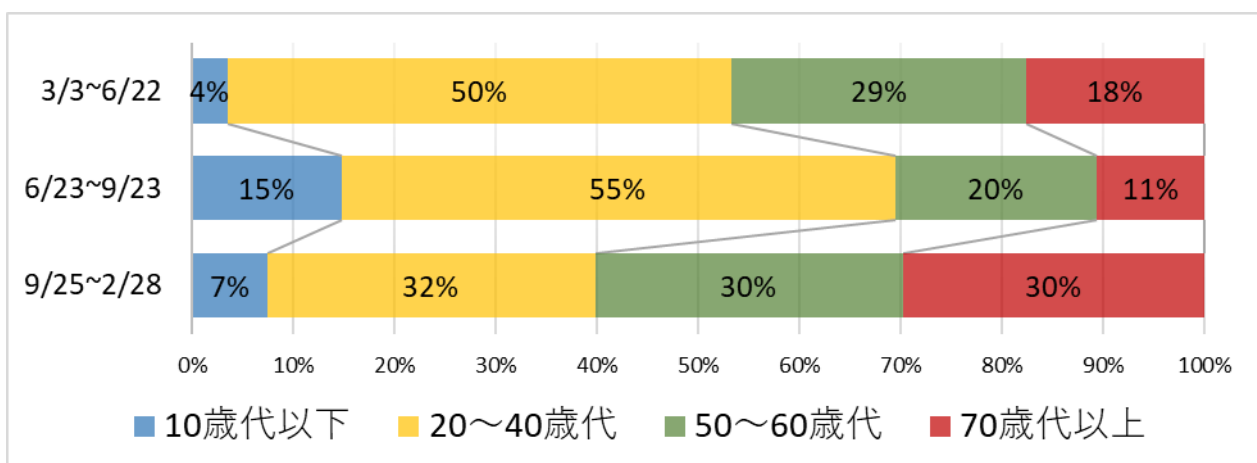
先々週(2/8～2/14)	155
先週(2/15～2/21)	111
今週(2/22～2/28)	43

- ・2月の陽性患者は、12月と比較すると約1/3、1月と比較すると約1/4
- ・直近1週間(2/22～2/28)の感染者(発表日ベース)の累計は43件
- ・先週(2/15～2/21)の111件、先々週(2/8～2/14)の155件と比較して、減少傾向にある。

(2) 年代別の発生割合

- ・9月25日以降は、発生患者数が多く、医療機関、高齢者施設での発生が増えていることから、重症化リスクの高い高齢者層での感染割合が高くなっている。

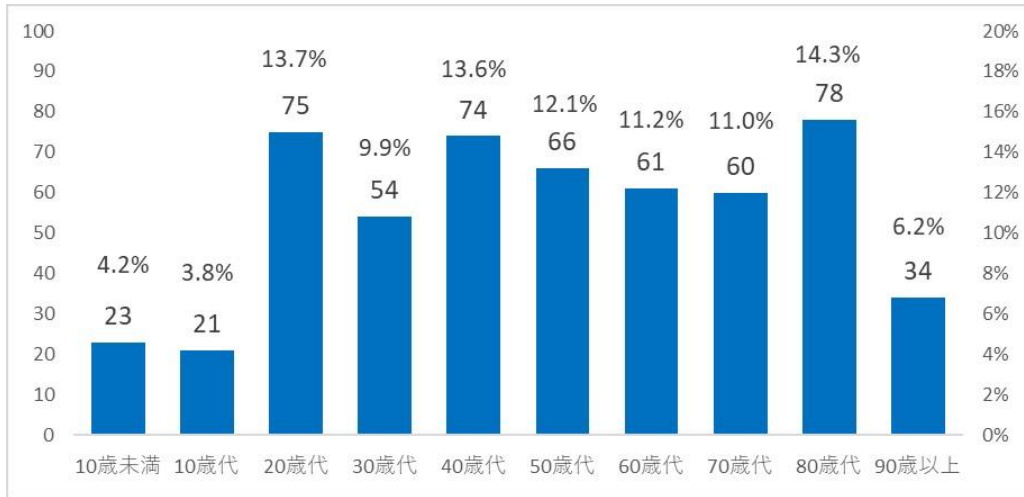
年代別発生者数内訳



(3) 年代別の発生届出状況 (2/1~2/28 の累計) と重症者数

- ・ 1月の年代別の発生数では、20歳代が346件と最も多い。20代から50代の働く世代の発生が多くなっている。
- ・ 感染者数の増加に伴い、重症者の人数は大きく増加し、第1波で15人、第2波で44人、第3波では215人と増加している。そのうち20代から50代の働く世代の重症患者も第1波6人、第2波9人、第3波46人と増加している。

(第3波の中においても、10月の3人、11月は8人、12月は16人、1月は12人、2月は7人で推移している。)



年代別重症患者 (中央市民病院)

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	小計	60代	70代	80代	90代	合計
第1波	0	1	1	1	3	6	2	4	3	0	15
第2波	1	2	0	2	5	9	9	8	11	6	44
第3波	0	0	4	10	32	46	45	77	37	10	215
10月	0	0	0	2	1	3	1	7	7	1	19
11月	0	0	0	0	8	8	11	13	8	2	42
12月	0	0	3	5	8	16	13	19	12	2	62
1月	0	0	1	2	9	12	12	25	5	3	57
2月	0	0	0	1	6	7	8	13	5	2	35

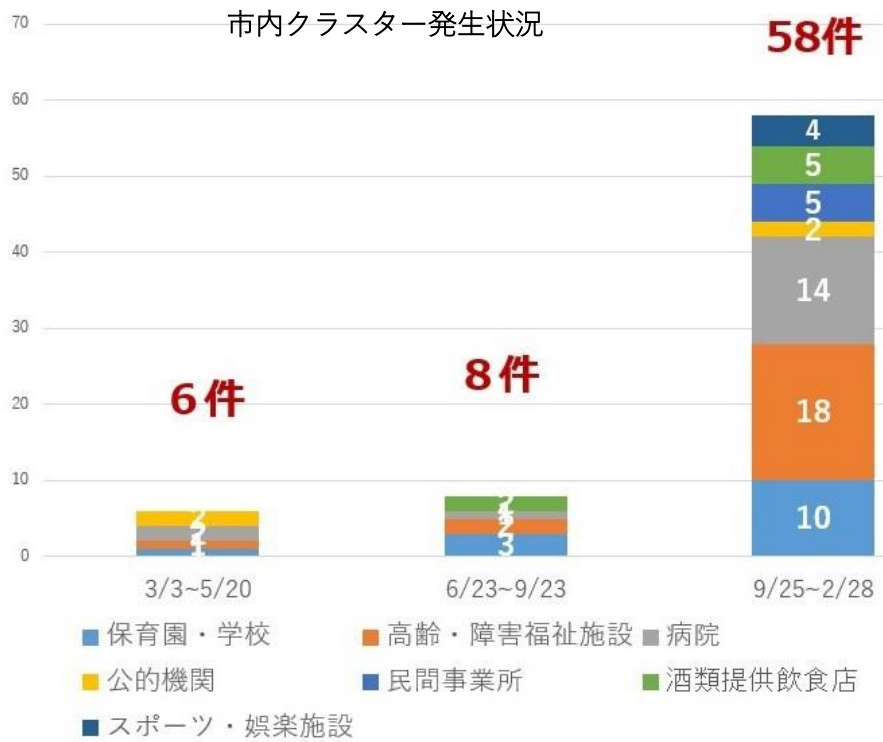
年末年始以降、自宅待機者（主に高齢者）が重症化した後に搬送されるケースが増えた。治療のタイミングを失うと、重症化率が高くなるため、入院期間が長くなってしまふ。これにより限られたベッドが占有されることになり、1月においては、結果的に重症患者の受け入れ実人数を減らさざるをえない状況となっていたが、2月に入り感染者数の減少に伴い、重症者数も減少している。

(4) クラスターの発生状況

- ・クラスターの発生状況としては、2月28日現在、累計で72件。
- ・9/25以降では58件のクラスターが発生。

(10月に3件、11月に11件、12月に16件、1月に17件、2月に11件発生)

- ・様態が多様化し、これまでになかった民間事業所やスポーツ・娯楽施設（ボクシングジム・劇場）等でも発生したほか、福祉施設、病院での発生が増えている。（患者の総数は病院、福祉施設が全体の81%）
- ・第1波などと比べ、感染拡大の速度が速く、クラスター化のスピードも速い。
市内での感染者数が増加に伴い、感染した職員などにより、病院に広がるケースが多くなっていると考えられる。
- ・感染している場合でも症状が軽いため、早期に発見することが困難な場合も多く、拡大した後に把握される事例があると考えられる。



	件数				患者数	
	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~2/28	計	全期間	割合
保育園・学校	1	3	10	14	144	8.4%
高齢・障害福祉施設	1	2	18	21	517	30.0%
病院	2	1	14	17	885	51.3%
公的機関	2	0	2	4	48	2.8%
民間事業所	0	0	5	5	45	2.6%
酒類提供飲食店	0	2	5	7	49	2.8%
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	4	36	2.1%
合計	6	8	58	72	1,724	

2 医療提供体制

(1) 医療提供体制の現状

入院・入所・自宅療養者数の直近の比較

	直近の日曜日			【参考】 過去の入院・入所患者ピーク (6月～9月) (3月～5月)	
	2/28	2/21	差	8/23	4/25
入院・入所患者	110人	151人	-41	96人	140人
入院患者数	94人	125人	-31	72人	106人
（うち重症）	(7人)	(8人)	-1	(8人)	(9人)
宿泊療養施設入所患者	16人	26人	-10	24人	34人
自宅療養者	15人	47人	-32	—	—
入院調整中	37人	78人	-41	50人	14人
（うち福祉施設、 指定外病院で待機）	(15人)	(58人)	-43		

※市内在住者の数字

- ・入院が必要な患者については、適切な感染予防策が取れる市内医療機関へ入院するとともに、軽症または無症状の患者については、医師の判断により宿泊療養施設に入所している。また、1月21日より宿泊療養施設の入所よりも、自宅での療養が適切な方については一定の条件を設けて自宅療養を実施している。
- ・2月8日、市内では、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携により、合計で211床（うち重症患者向け41床）を確保。
- ・現時点の市内病床使用率（市外在住者含む）は46.0%（97床/211床）である。入院調整中は37人、うち、感染者の発生した病院で引き続き待機中が15人という状況である。
- ・感染者数の減少を見極めて、西市民病院、西神戸医療センターの通常医療の制限により確保した28床について段階的に縮小し、通常医療の制限を解除する。

○確保病床数

	1月22日	追加病床	2月8日	3月1日～ 順次
市民病院機構	97	28	125	97
中央市民病院	46※	0	46	46
西市民病院	28	15	43	28
西神戸医療センター	23	13	36	23
その他の医療機関 (15病院)	63	23	86	86
合計(18病院)	160	47	211	183

※臨時病棟 36床, 感染症病棟 10床

○市民病院での医療制限

	外来	入院	手術
中央	影響なし	2割程度削減	2～3割程度削減
西	影響なし	4割程度削減	4割程度削減
西神戸	影響なし	2割程度削減	2割程度削減

※救急外来について

ウォークイン：各病院とも通常どおり

救急搬送：対応可能な病床の範囲内で受け入れ

○重症患者病床使用率(2/28時点) 36.6% (15床/41床)

うち重症者のみの使用率 17.1% (7床/41床)

(内訳)

- 中央市民病院(重症者専用病床)：14床/36床

重症(1西A)	6人	計14人
中軽症～重症(1西B)	8人	

- 神戸大学附属病院の重症者専用病床：1床/5床

医療提供体制等の負荷			
①病床のひっ迫具合（病床の占有率） 2/28時点			②療養者数 （人口10万人あたり）
病床全体	うち重症者用		10.6人 2/28時点
最大確保 46% (97/211) 現時点の確保 46% (97/211)	最大確保 29% (15/51) 現時点の確保 37% (15/41)	うち重症者のみ 最大確保 14% (7/51) 現時点の確保 17% (7/41)	
ステージⅢの指標 最大確保20%以上、現時点の確保25%以上			ステージⅢの指標 15人以上
ステージⅣの指標 最大確保50%以上			ステージⅣの指標 25人以上
※最大確保とは、神戸市がピーク時に向けて確保しようとしている病床数です。			
監視体制		感染の状況	
③PCR陽性率	④新規報告数 （人口10万人あたり）	⑤直近1週間と先週1週間の 比較	⑥感染経路不明割合
3.7% 2/15~2/21	2.8人 2/22~2/28	2/22~2/28 42人 2/15~2/21 105人	47.6% 2/22~2/28
ステージⅢ・Ⅳの指標 10%	ステージⅢの指標 15人 ステージⅣの指標 25人	ステージⅢ・Ⅳの指標 直近一週間が 先週一週間より多い	ステージⅢ・Ⅳの指標 50%
■ ステージⅢの基準に達している。		■ ステージⅣの基準に達している。	

※市外在住者を含む

（2）宿泊療養施設の現状

- ・医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者の病床を確保するため、市内3施設において合計298室を確保
- ・2月28日時点で、17名入所中であり、全体の占有率は5.7%

施設名	入所状況 (2/28 17時 時点)
ニチイ学館 ポートアイランド宿泊棟 令和2年4月11日～	16室/100室 (16%)
東横INN 神戸三ノ宮駅市役所前 令和2年8月19日～	1室/110室 (1%)
東横INN 神戸三ノ宮 I 令和2年12月19日～	0室/88室 (0%)

※市外在住者を含む

(3) 自宅療養の現状

入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い方への入院調整に注力するため、一定の条件を設け自宅療養を実施している。自宅療養にあたっては、各保健センターが健康観察を行い、急変に対応している。

1) 自宅療養者対象

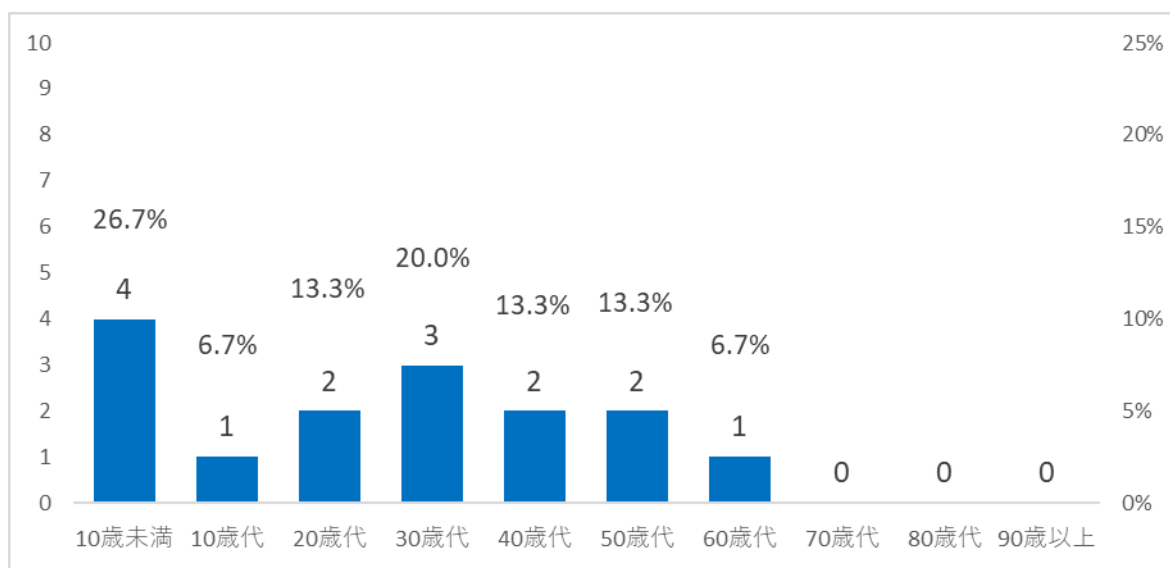
宿泊療養施設の入所よりも、自宅での療養が適切な者で、①かつ②を満たす者

①無症状または軽症で経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者

②独居または同居者がいても個室隔離や消毒などの感染対策が取れる者

※ただし、上記以外の場合でも、病床の状況により入院調整のため自宅待機となる場合がある。

2) 人数の推移、年齢構成（2月28日時点）



3) 健康確認などの状況

各保健センターが以下の通り自宅療養者の健康観察を実施

① アプリまたは電話にて1日1回本人の健康状態を確認（必要に応じ訪問）

健康観察アプリについては、2月4日（木）より運用開始。

② 体調が悪化した場合については保健センターが連絡を受け（24時間）、病院と調整（必要であれば救急搬送）

③ パルスオキシメーターを基礎疾患や年齢、病状などにより貸し出し

4) パルスオキシメーターの活用状況

パルスオキシメーターは、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）を測定する機器。以前より各保健センターが10台ずつ保有。

更に、全市で1,000台を確保したことから、自宅療養者全員にパルスオキシメーターを貸与。

5) 急変の状況

自宅待機中に容態が急変し救急搬送される方は、確保病床の増加と患者発生数の減少により、1週間に1～2名に減少している（自宅療養開始前は毎日1～2名）。

6) 「自宅療養支援セット」（食料品・日用品）の配布

新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養となった方で、療養期間中に自身で食料調達が困難な方に食料等の支援を実施（2月8日～）。2月28日現在41セット配布済み

① 対象者

療養期間中に自身で食料調達が困難な自宅療養者で、自宅療養支援セットの配布を希望する方（利用者負担なし）

② 自宅療養支援セットの内容

- ・10日分の食品（レトルト食品、飲料など）
- ・日用品（マスク、手指消毒薬、ゴミ袋、ティッシュペーパーなど）

7) 自宅療養者への健康観察等における支援

神戸大学大学院保健学研究科の教授（4名）、神戸市看護大学の教授・准教授（8名）の協力による自宅療養者等の健康観察を実施。

（また、家庭訪問による患者調査についても両大学の支援を受けている）

3 感染拡大防止

（1）相談状況（1月27日～2月20日）

相談窓口	件数（件）
①各保健センター（1月29日～）、保健所予防衛生課（1月27日～）	13,292
②専用健康相談窓口（2月1日～4月7日）	10,707
③帰国者・接触者相談センター（2月6日～4月7日）	6,089
④新型コロナウイルス専用健康相談窓口（4月8日～）	75,744
⑤チャットボット相談（5月20日～） 聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わず、スマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認できるツール。	39,700
計	145,533

※専用健康相談窓口最大相談件数：4月13日1,047件

※専用健康相談窓口直近（1週間）平均相談件数：159件（2月7日～2月20日）

(2) PCR検査体制について

市内で一日あたり最大 682 検体の検査体制を確保。

(当初令和 2 年 1 月末時点 24 検体(環境保健研究所のみ)→11 月 30 日～682 検体(当初比約 30 倍))

検査機関名	検査能力	備考
環境保健研究所	142 検体/日	当初 24 検体
シスメックス検査センター	300 検体/日	
市内医療機関	200 検体/日	
医師会設置 検査センター	40 検体/日	検査センター移転拡充 (11/30～) (ドライブスルー方式)
合 計	682 検体/日	

(3) 積極的検査の実施状況

(ア) 医療機関, 福祉施設, 学校園

患者発生の場合, 国基準(濃厚接触者)を超え, 積極的検査を引き続き実施する。

(イ) 酒類を提供する飲食店(8月20日から開始)

地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため, 11月19日より「基本的に店名は公表しない」こととして積極的に検査申し込みができるようにし, 市内飲食店(約14,000件)に12月11日に通知した。

・検査実績 34店 203名うち11月19日以降では30店183名

(ウ) 介護・障害入所施設の職員に対する積極的検査

検査資源を最大限・効果的に活用しながら, クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために, 特別養護老人ホーム, 介護付き有料老人ホーム, 障害児・者入所施設の直接処遇職員に対して積極的検査を11月25日から実施。

※施設の職員約5,900人(125施設)に対し順次実施

・検査実績 76施設 3,153件

(エ) 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な検査(12月1日から開始)

高齢者・障害者入所施設において, 陽性患者が発生した場合(新規発生・施設での積極的検査による発生), 上記に優先して, 当該施設の入所者及び直接処遇職員の全員に対して検査を実施。

・検査実績 27施設(40回) 1,494件

4 医療機関支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援補助金

(ア) 入院勧告を受けた患者及び疑似症患者の入院受け入れに対して,

- ・患者1人あたり12,000円×入院日数(上限20日)
- ・平日1人1回30,000円, 土日祝1人1回60,000円を加算

(イ) 検査のための検体採取に対して,

- ・令和2年4月1日～5月21日(非常事態宣言中)の採取 4,000円×被検査人数
- ・令和2年5月22日以降の採取 3,000円×被検査人数

(2) こうべ病院安心サポートプラン事業補助金

(ア) 院内感染防止基本対策

個人防護具着脱手順の再徹底研修、i P a dなどの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用など、市が掲げる取り組みのうち3つ以上の実施に対して、1月あたり30万円

(イ) 院内感染防止追加対策

基本対策に加えて、原則として10床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを1月あたり1週間以上の設置に対して、1月あたり550万円

(ウ) 発熱等救急患者受入れ対策

発熱等の症状を有する救急患者の入院受入れに対して、患者1人あたり3万円

(3) 遠隔ICUシステム（2月16日現在、6医療機関で導入）

重症化を恐れて感染症患者が市内医療機関から中央市民病院に早期に転送されることを抑制し、中央市民病院が重症患者への対応を重点的に行うことができるよう、株式会社T-I C Uが提供する「遠隔ICU（集中治療支援）システム」を市内の医療機関に導入し、T-I C Uに登録している集中治療専門医が待機するサポートセンターとネットワークでつなぎ、生体情報モニター、電子カルテ等の情報を共有してコンサルテーションを行う。

また、中央市民病院が感染症指定医療機関としての実績を踏まえ、T-I C Uに対して新型コロナ患者に係る知見を共有し、治療方針等の助言を行う。

(4) コロナ治癒後の転院促進

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者について、病状に応じた適切な医療機関、病床等で療養いただき、救急等の通常医療の病床を確保することが医療提供体制のために必要である。

万が一、受入患者を発生源とした院内感染が発生した場合で、保健所からの指示による病院閉鎖に伴い新規入院患者の受け入れが減少すること等に対する補填を行う。

5 風評被害対策など

(1) 風評被害対策・正確な情報発信

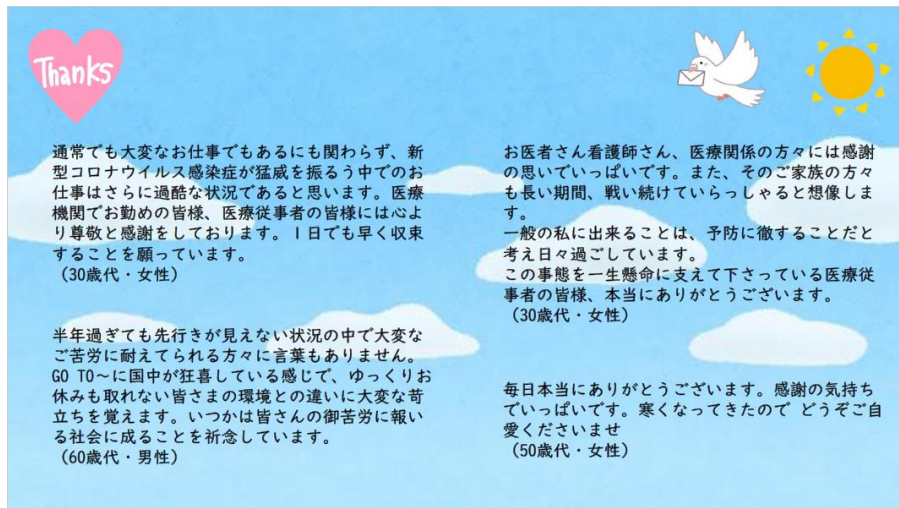
新型コロナウイルス感染は特別なことではなく誰もが感染する可能性があること、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送ってほしいことについて、駅のデジタルサイネージ等を活用して啓発（右記参照）。

偏見を生む主な理由として、正確な知識・情報の不足による不安があることから、その不安解消のため、例えば、新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染及び接触感染であることなどの基礎知識や、受診・検査や入院などのフローチャートを市のホームページに

掲載するなど、正確な情報を発信する。

令和2年9月より募集していた医療従事者等へ感謝の気持ちを伝える感謝・応援メッセージ(41件)を市内医療機関等へ送付。

また、感染症の知識や正しい行動について普及啓発ができる動画を作成し、市のホームページやYouTube等を通じて配信していくこととしている。



(2) 患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのメンタルケア対策の取り組み

各区保健福祉部や精神保健福祉センターの専用電話等において、保健師及び精神保健福祉士等がこころの相談を実施。

- ・相談件数 275 件 (令和2年2月～令和3年1月末時点)

(3) 医療従事者等への心のケアにかかる電話相談窓口の設置

医療従事者や社会福祉施設従事者等に特化して、心のケアを行うことを目的に6月26日から電話相談窓口を設置。

- ・相談件数 168 件 (2月28日時点)

(4) 自殺防止電話相談窓口の運営等

精神保健福祉センターにおける自殺防止電話相談窓口の運営 (令和2年12月～2回線増設し計4回線)

- ・相談件数 (令和2年1月～12月) 3,405 件 (前年比 115%)
(令和3年1月～2月) 684 件 (前年比 137%)

6 市民への要請状況

(1) 感染再拡大(リバウンド)防止の取り組み

兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)を防ぐために、市民・事業者に対して、以下の取り組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、若年層にも有効な SNS・YouTube などの広報媒体も最大限活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを一層徹底して行う。

＜基本的感染防止対策＞

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、距離をとる」こと。
 - ・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。
 - 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。また、国の分科会が提示する、下記の事項を踏まえ、注意喚起を行う。
 - ・会食の参加者を「いつも近くにいる4人まで」に絞る（同居家族は除く）。
 - ・食事の際は、深酒・大声を避けて短時間で済ませる。
- ②年度末年度始めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行う。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを継続するほか、職場における健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

(2) 市民の行動変容を促すために、中央市民病院や保健所で働く職員が医療現場の現状を伝えるメッセージを、You tube による動画やポスター・チラシ等により発信している（動画再生件数：133,713回）。

また、普段の生活で気を付けるべき感染防止対策を、若い世代へ改めて注意喚起していくため、Twitter や Instagram などの SNS を活用し発信している。

7 新型コロナワクチン

(1) 推進体制

①ワクチン接種対策室設置（令和3年1月18日設置）

接種率向上や迅速なワクチン接種に向けた体制構築にあたっては、全庁挙げて協力することとしており、今後も事業の進捗に応じて引き続き体制を強化する。

（2月15日 厚生労働省予防接種室（自治体サポートチーム）に職員1名を派遣）

②神戸市新型コロナワクチン接種連携本部設置（令和3年2月5日設置）

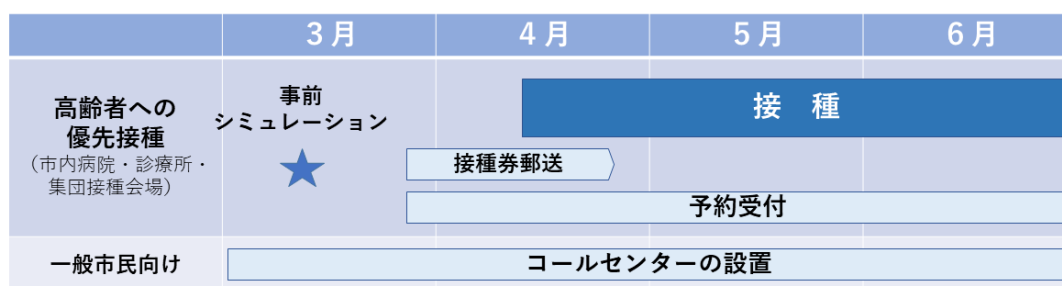
神戸市・一般社団法人神戸市医師会・公益社団法人神戸市民間病院協会・一般社団法人神戸市薬剤師会の四者合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を設置。

公的病院の協力も得ながら、高齢者をはじめとする一般市民向けのワクチンの迅速な接種に向け、連携して取り組むこととしている。

神戸市	接種券の送付、予約システムの構築、集団接種会場の確保・運営、ワクチン供給調整等
神戸市医師会	集団接種会場への医師出務の協力、診療所等での個別接種
神戸市民間病院協会	病院での個別接種、集団接種会場への看護師出務の協力
神戸市薬剤師会	集団接種会場への薬剤師出務等の協力、ワクチン管理

(2) 想定スケジュール

- 3月 1日 専用コールセンターの開設
- 3月 14日 集団接種会場におけるシミュレーション
- 3月下旬 接種券（高齢者優先接種）の郵送・予約受付の開始
- 4月 12日以降 高齢者優先接種の開始（3ヶ月程度での終了を目指す）



(3) 接種場所

市内ワクチン配送ネットワークの構築

① 「市内配送拠点」の設置

ワクチンを集中管理し、接種場所へ効率的に配送するために、神戸市独自策として「市内配送拠点」を各区役所に設置。

(参考：超低温冷凍庫の配置状況)

2月 25日 (木) 中央区役所・北区役所

2月 26日 (金) 灘区役所・兵庫区役所・須磨区役所・垂水区役所・西区役所

3月中 東灘区役所・長田区役所・北神区役所

③ 「ワクチン集中調整センター」の設置

市内のワクチンの状況を網羅的に把握し、必要な接種場所に、必要な量を即時に配分するための神戸市独自策の「ワクチン集中調整センター」を設置。

(参考：神戸市へのワクチンの供給予定)

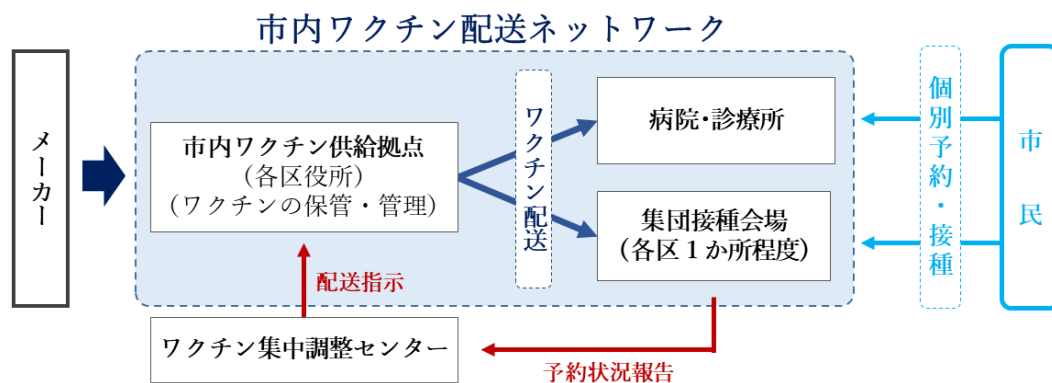
3月 1日の週 (6825回接種分) ※医療従事者等向けワクチン

3月 8日の週 (6825回接種分) ※医療従事者等向けワクチン

※3週間後に同量の2回目接種分ワクチンが提供される予定。

③個別接種と集団接種の組み合わせ

市民に身近で健康状態を良く把握している病院・診療所等での「個別接種」と、かかりつけ医がない方や診療所等の開院時間での接種が難しい場合などに備えた「集団接種会場」での接種を組み合わせる実施。



市長メッセージ

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づき緊急事態措置を実施すべき区域から、兵庫県を含む6府県が除外されました。

本市においても、これまでの市民・事業者のみなさまのご協力により、新規感染者数が減少傾向にあるほか、医療提供体制も徐々に改善してきています。

一方、兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大（リバウンド）を防ぐために、今後も、感染拡大防止の取り組みを継続していく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の対応を講じてまいります。

引き続き、市民のみなさまにおかれましては、感染防止対策の徹底をお願いします。

一、「感染リスクの高い場所を避ける」、「マスクの着用、手洗いの励行」、「大人数での会食は控え、少人数での食事でも会話を控え、距

離を取る」などの取組みを、引き続き実施いただくよう、ご協力をお願いします。

一、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えるための情報発信を行います。

一、ワクチン接種について、連携本部の下、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に進めていくよう取り組みます。

一、高齢者施設等における感染拡大を阻止するため、引き続き施設の職員等へ計画的に検査を実施します。

一、年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うよう、ご協力をお願いします。

一、営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を順次進めます。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、引き続

き、国及び県の定める対処方針に沿った対応を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制の活用により接触機会の低減を図ります。事業者のみなさまにおかれましても、国及び県の方針に基づき、在宅勤務や時差出勤等の出勤削減の取り組みの継続をお願いします。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

感染の再拡大を防ぐためにも、市民のみなさまお一人おひとりが感染拡大防止の取り組みを継続いただきますよう、お願いいたします。

令和3年3月1日

神戸市長 久元 喜造

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第13弾-

令和3年3月1日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から、兵庫県を含む6府県が除外された。

本市においても、これまでの市民・事業者のみなさまのご協力により、新規感染者数が減少傾向にあるほか、医療提供体制も徐々に改善してきている。

一方、兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大（リバウンド）を防ぐために、今後も、感染拡大防止の取り組みを継続していく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

緊急事態宣言中は、医療提供体制の危機的な状況に対応するため、市民病院の通常医療を制限するなどし、211床の病床を確保した。新型コロナウイルス感染症患者の減少及び緊急事態宣言の解除を受け、市民病院の通常医療の制限により臨時的に拡大していたコロナ受入病床を段階的に一般病床に戻し、入院・手術等の通常医療の制限を一部解除する。

医療提供体制を維持するためには、市民一人ひとりの自覚、努力、行動が必要である。再び病床がひっ迫し、「助かる命も助からない」状況とならないよう、市民への働きかけを継続する。

また、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（2月28日現在、240医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに新たに動画作成を行い、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保する。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を引き続き実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（11月25日～）
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（12月1日～）。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（8月20日～）。

3. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を発足しており、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に行える体制を構築していく。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設（3月1日）し、市民の疑問や不安に幅広く対応していくほか、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を確保するなど、全庁を挙げて取り組みを進める。

4. 感染再拡大（リバウンド）防止の取り組み

兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大（リバウンド）を防ぐために、市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、若年層にも有効なSNS・YouTubeなどの広報媒体も最大限活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを一層徹底して行う。

<基本的感染防止対策>

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、距離をとる」こと。
 - ・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。
 - 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。また、国の分科会が提示する、下記の事項を踏まえ、注意喚起を行う。
 - ・会食の参加者を「いつも近くにいる4人まで」に絞る（同居家族は除く）。
 - ・食事の際は、深酒・大声を避けて短時間で済ませる。
- ②年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うこと。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを継続するほか、職場における健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

1. 飲酒を伴う懇親会等
 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
 3. マスクなしでの会話
 4. 狭い空間での共同生活
 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり
5. 市立学校園
- 児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室

等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動について、感染症への警戒度を高めた対策を**引き続き**実施する。

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

6. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

8. 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、**厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を順次進める。**また国における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。

(主なもの)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）」の支援（最大 50 万円）を実施する。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と協調して実施する。
- ③飲食店での消費喚起及び非接触のキャッシュレス決済普及のため、中小規模の飲食店を対象に QRコード®を利用した支払いに対する市独自のポイント還元キャンペーンを実施する。
- ④売上が減少している中小事業者を対象に事業所税の減免（1 か月相当分）を実施する。

9. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、**3月1日から3月7日までの間、**屋内、屋外ともに人数上限 5,000 人、かつ、屋内にあっては収容率 50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する（できるだけ 2m）こととし、利用時間を **21 時**までとする。

既予約分については **21 時**以降の利用の自粛を要請し、新規予約については **21 時を超える**利用の受付を停止する。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

10. イベント等

3月1日から3月7日までの間、市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、21時までには終了するとともに、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する（できるだけ2m）こととする。

なお、主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、引き続き、在宅勤務等により出勤者の削減に積極的に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会を低減する。発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

12. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。